

中学校・高等学校における出前講座実施要領

(目的)

第1条 県内の指定保育士養成施設の教授や若手保育士・保育教諭が中学校及び高等学校を訪問し、保育業務に係る魅力ややりがい等を発信することで、早い段階から保育業界への興味・関心を持ってもらい、将来、保育士等として活躍することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は広島県とする。

(対象施設)

第3条 広島県内の中学校及び高等学校とし、開催回数は年1回とする。

(経費負担)

第4条 事業の実施に係る経費は県が負担することとし、講師への報償費及び旅費とする。なお、当該経費は、予算の範囲内で県の規定に基づき支払うものとする。

(実施方法)

第5条 各学校が出前講座の実施を希望する場合は、実施を希望する日の概ね1か月前までに、広島県健康福祉局安心保育推進課に対し、中学校・高等学校保育職場の出前講座申込書（別紙様式）を提出しなければならない。

(実施内容)

第6条 保育の業務内容、やりがい、保育士資格の取得や地域の必要性などとし、講座内容については、別紙のとおりとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年8月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別紙)

1 講座内容（案）所要時間 50 分程度の場合

内容	時間
1 保育現場の先輩保育士による説明 (1) 活躍されている保育園 (2) 給料とキャリアアップ (3) こどもとの関わり（成長） (4) 地域との関わり（地域貢献） (5) 保育士を目指す方へ一言 など	20 分
2 指定保育士養成施設教授等による説明 (1) 県内指定保育士養成施設の紹介 (2) 保育士資格取得方法 (3) 学校の日常 など	20 分
3 質疑・応答（アンケート）など	10 分

(※内容や時間等については、各学校の要望により調整する。)

2 スケジュール

区分	依頼先	内容
1 申し込み	学校 → 県	申込書を提出
2 内容確認	県 → 学校	学校と授業内容調整
3 講師調整	県 → 講師	講師派遣依頼
4 打ち合わせ	県 ↔ 学校	内容や学校の希望を確認
5 打ち合わせ	県 ↔ 講師	学校の希望を踏まえ確認
6 当日	県、講師が会場で開催	